

## 「第270回判例・事例研究会」

日 時	平成30年9月18日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太田善大

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 賠償請求事件 裁 判 所 広島高等裁判所 判 決 平成27年5月27日判決
<b>事 案</b>	<p>患者X（74歳女性）は特別養護老人ホームに入所していたところ、一時的に病院に入院し、病院において肺血栓塞栓症と診断され、ヘパリン、ワーファリン投与による治療がなされた結果、血栓が消失し、老人ホームに戻りました。</p> <p>病院ではワーファリンの投与量の調整に難儀し、退院時には1日0.5mgが投与されており、老人ホームでは引き続き1日0.5mgの投与を継続したが、老人ホームに戻って約1ヶ月にXは急変し死亡しました。</p> <p>患者Xの遺族は、老人ホームの配置医がワーファリンの投与量調整義務に違反し、これにより肺血栓塞栓症を発症し死亡したと主張して損害賠償を求めました。</p>
<b>裁判所の判断</b>	<p>第1審の裁判所（地方裁判所）は、ワーファリン投与量を調整する一般的な注意義務を認めつつも、①ワーファリンの投与量の調整は入院により行うのが安全であり、病院での入院以外の状況で調整を行うことが困難な場合がある、②病院においてワーファリンの調整が一応実施され1日0.5mg使用されていたことから、老人ホームにおいては病院の退院から間もない時期は病院での調整結果に基づき同量の投与を継続していたことも合理的な判断であるとして、</p>

	<p>ワーファリン投与量の調整義務違反を認めず、請求を棄却しました。</p> <p>これに対して、控訴審（高等裁判所）は、①ワーファリンの投与量は血液凝固能検査の結果に基づき慎重に決定すべきであること、②W病院からの紹介状にXに対するワーファリンコントロールが難しいとの記載があり、Yに再入所した当時のXは、ワーファリンの維持量が決定し、血液凝固能が安定した状態にはなかったことを理由に、A医師にはPT-INR値を測定するなどしてワーファリンの投与量を調整すべき義務があり、A医師は当該義務に違反したと認定しました。</p> <p>しかし、ワーファリンが適切に調整されていたとしても血栓塞栓症を回避し、死亡を免れたとはまでは認められないとして、ワーファリン投与量調整義務違反と死亡との間の因果関係は否定しました。</p> <p>もっとも、ワーファリンの投与量の調整が適切に実施されていればXがその死亡時点で生存していた相当程度の可能性があるとして、300万円の慰謝料に限定して損害を認定しました。</p>
<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p>	<p>裁判所の判断が分かれる微妙な事案であり、老人ホームの配置医である医師にはやや厳しい判断であるとの印象もありますが、配置医が前医である病院の担当医と十分な連携を取っていれば、担当医からワーファリンの調整が必要であることが伝えられ、老人ホームでワーファリンの調整が困難であれば、病院への再入院を要請する等の対応が可能であり、事故発生を防止できたと思われま</p> <p>老人ホーム等の施設において十分な医療が提供できない場合には、専門医療機関との連携を十分に行い、転医を含めた措置を積極的に検討すべきといえます。</p>